

# ふじみ野市立公民館利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和3年10月25日改正  
ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底するため、国が示す「新しい生活様式」を踏まえ、ふじみ野市が示す「公共施設利用における基本的方針」と併せてふじみ野市立公民館利用ガイドラインを定めました。公民館活動の場の安全を確保するため、公民館を利用する際は、次の事項を遵守してください。

## 1 密閉・密集・密接の3密を徹底して回避

- ① 施設ごとに定める利用制限人数を超えないこと。
- ② 人と人との間隔をできる限り2m空け（最低でも1m）、利用すること。
- ③ おおむね30分以内ごとに部屋の換気を実施するとともに、終了後に必ず窓を開けたまま退出すること。

## 2 感染拡大防止対策の徹底

- ① 来館前に検温を行い、37.5度以上又は平熱比1度超過の発熱や風邪の症状がある場合は公民館に来館しないこと。また、来館前の検温を忘れた場合には、事務室に申し出て検温を受けること。
- ② 同居家族等に感染が疑われる場合は、公民館の利用を自粛すること。
- ③ 高血圧、糖尿病等基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクが高いことから、活動にあたってはより慎重に判断すること。
- ④ 来館時には公民館入り口に設置の消毒液で手指消毒を行うこと。また、各部屋に設置の消毒液も適宜使用し、活動中の手指消毒を徹底すること。
- ⑤ 施設利用後は、各部屋に設置の清掃用除菌水で、机、いすをはじめとした使用備品やドアノブ、鍵、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。ただし、ピアノの使用にあたっては、使用前、使用後に手指消毒を行うとともに、使用後のピアノは専用クリーナーを用いて消毒すること（消毒液及び清掃用除菌水をピアノに塗布使用しないこと）。
- ⑥ マスクを着用するとともに、咳エチケットを遵守すること。ただし、運動を主とする活動等でマスクの着用が困難な場合は、十分な距離を空けて活動すること。また、マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難、熱中症リスク等を考慮し、運動量を下げる等の対策を行うこと。
- ⑦ 談話室やエントランス等、不特定多数の利用者の出入りがある場所での談話は自粛すること。

- ⑧ 各部屋の利用は、利用後の消毒を含めて利用時間内に終了し、次の利用団体（者）との接触が回避できるよう配慮すること。
- ⑨ 公民館利用にあたっては、このガイドラインの他、利用団体（者）ごとに作成の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守すること。なお、利用団体（者）のガイドラインは、各活動分野の上部団体が示す活動ガイドライン等がある場合はそれらを参考に作成すること。

### 3 その他の遵守事項

- ① 公民館利用時に、次に記載するものを提出又は作成すること。
  - (1) 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（利用団体ごとに、活動におけるガイドラインを示すもの）
    - ・作成は各団体1回のみ。
    - ・作成後速やかに公民館に提出する。
  - (2) 「新型コロナウイルス感染拡大予防のための利用者チェックリスト」（利用団体ごとに、公民館利用日の活動にあたっての確認事項を活動前にチェックするもの）
    - ・作成は各団体が公民館を使用する度ごと。
    - ・活動前に各項目を確認しチェックを入れた後、その場で公民館に提出する。
  - (3) 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う公民館利用者名簿」（利用団体において、その日の活動者を把握し、万が一施設より感染者が発生した場合等の利用者確認に対応するためのもの。公民館に提出の必要なし）
    - ・作成は各団体が公民館を使用する度ごと。
    - ・当日の参加者名簿を作成の上、団体において1か月間保管する。
- ② 感染者の発生等により、保健所等公的機関から要請があった場合は、利用者の連絡先等の情報提供を行うこと。
- ③ 会議の実施にあたっては、会議の方法等の検討を行い、会議時間の短縮に努めること。
- ④ ごみは必ず各自持ち帰ること。